

令和元年度 さいたま市立北浦和小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むと共に、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立北浦和小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」・「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることが出来るよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめへの対処」「地域や家庭との連携について」「関係機関との連携について」の具体的な取組を示したものである。

II いじめ問題に対する本校の基本姿勢及び責務

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつ。
- 2 法に定める「いじめの定義」を正しく理解し、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。(いじめの認知)
- 3 いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に該当のいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 いじめられる児童を絶対に守り抜く。
- 5 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- 6 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整える。
- 8 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携する。
- 9 教師自らの体験を語るなどして、児童に将来への希望が生まれるよう働きかける。
- 10 いじめられた児童に徹底的に寄り添い、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 11 教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行うこと。
- 12 以下の児童には特に配慮が必要な児童として、児童の特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の児童への指導を組織的に行うこと。
 - ①発達障害を含む、障害のある児童（診断を受けた児童）
 - ②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
 - ③性同一性障害や性的指向、政治人に係る児童
 - ④東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、法に定める「いじめの定義」に照らし合わせ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- 「いじめ」は、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的または物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員 校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、地域連絡協議会会長、自治会長、育成会長、主任児童委員、民生委員、校医、彫刻家、人権擁護委員、PTA本部役員

※ 必要に応じて、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。

- (3) 開催
 - ア 定例会（各学期1回程度開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・さいたま市学校いじめ防止プログラムの実行、検証、修正
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談、通報を受ける窓口（個別面談等）
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握と判断（いじめであるか否かの判断は、法に定める定義に準じて判断）
- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定及び保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画と実施（教職員の共通理解と意識啓発）
- ・学校いじめ防止基本方針の点検及び見直し（P D C Aサイクルの実行）

【その他】

- ・構成員の決定

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 代表委員16名 委員会委員長8名 計24名
- (3) 開催 年間2回程度
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童主体的な取組を推進するため、各クラブの部長を含めた話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

いじめに向かわない態度、能力の育成等のいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、ゆるさない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - 10月～11月に、「2 主として他の人とのかわりに関する事」の内容項目を重点的に取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○実施要項に基づき、児童の実態に応じて以下のすべての内容について取り組む。

- ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・アンケートの実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 年度初めに構成的グループエンカウンターのショートエクササイズを実施し、あたたかなクラスの雰囲気づくりをする。
- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に信頼感を高めることをねらいとしたエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会を作り、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 年3回の「心と生活のアンケート」の中の「人間関係プログラム」に係る調査20項目の結果をふまえて、児童と面談をおこない問題の解決を図る。
- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することが出来るようにする。

- 授業の実施：

5年生	6月	～悩みと上手につき合おう～
		ゲストティーチャー：養護教諭
6年生	6月	～友達のよい相談相手になろう～
		ゲストティーチャー：さわやか相談員

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことが出来る力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施 6年

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 早期発見のポイント
 - ・児童生徒のささいな変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を確実に共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 健康観察：担任が来るまで廊下でまっている、返事が極端に小さい、沈んだ表情や緊張した様子をしている、 等
- (2) 授業中：忘れ物が多くなる、教科書・ノート等の落書き、不自然に机が離れている、ほめられると嘲笑やからかいが起こる、発言回数が減る、片づけなどをいつもやらされる、 等
- (3) 休み時間：独りぼっちでいる、荷物を持たせられる、用事がないのに職員室に来る、保健室に来る回数が増える、笑顔が見られずおどおどしている、 等
- (4) 給食・清掃：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる、机やイスが運ばれずに放置されている、 等
- (5) 登下校指導：独りぼっちでいる、荷物を持たせられる、教師に相談したそうに寄ってくる、靴や鞆がなくなっている、いつまでも学校に残っている、 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回以上） ※必要に応じて実施する
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
面談した児童について、記録をとり保存する。（卒業まで）
また、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 教育相談日を月1回設定し、毎月の設定日を学校だより・学年だよりで通知する。
名称は「ここに相談日」とする。
- (2) 11月の最終週の一週間を教育相談週間とする。
- (3) 保護者が相談を行うことが出来る体制づくりに努める。
 - ① 教育相談日についてのお知らせの発行
 - ② 相談カードの活用
 - ③ 教育相談室の環境の整備

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施： 11月（年1回実施）
- (2) アンケート結果の活用：結果を教育相談等に生かす。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員・民生児童委員連絡会議等を活用し、地域の児童の情報を収集する。
- (2) 防犯ボランティア・学校安全ネットワーク連絡会議等を活用し、児童の情報を収集する。
- (3) 学校評議員・学校評議員連絡会議等を活用し、児童の情報を収集する。
- (4) その他・学校地域連携コーディネーターを通して、地域から情報収集に努める。

Ⅶ いじめの対応

特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見、または相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を準備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を助け、校長の意思決定に必要な情報を集約できるよう組織の指揮を行うとともに、対策委員会等の会議開催の調整を行う。
- 教務主任は、教頭を助け、教育課程の調整等児童が安心して教育活動を行えるよう調整する。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行い、情報共有・管理職へ報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、児童が安心して相談できる体制づくりをする。児童の情報収集に必要な相談体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、児童の心身の状況を把握し、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童への

カウンセリング等を行う。

- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、ただちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定・文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月・文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、さいたま市いじめ防止基本方針」、および「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

＜学校が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的複数回に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底 : 教職員の意識高揚、共通理解、共通行動
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証 : 結果の共有化、対応への共通理解、共通行動

2 校内研修

- (1) 「分かる授業を進めること」
 - 授業規律：時間を守ること、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方など授業規律の確立
 - 授業改善：すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できる授業の展開
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 児童理解：児童の居場所づくり、絆づくり、自己有用感の育成等
 - 資質能力向上：事案対処に関する教職員のスキルアップ
- (3) 特別支援教育、国際教育、人権教育に関する研修
- (4) 情報モラル研修（「ネットいじめ」に係る研修）

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間を各学期とする

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議等の実施時期の決定

- (1) いじめ対策委員会の開催時期： 7月・12月・3月 **計3回**
- (2) 校内研修会等の開催時期： 各学期1回×3 **計3回**
- (3) 教職員による取組評価アンケート（校内評価） 各学期1回 **計3回**